

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

(1) 漁業種類 しらうお船びき網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり

(3) 船舶の総トン数 5トン以下

(4) 推進機関の馬力数 総トン数4トン未満の船舶にあつては330キロワット（70馬力）以下、総トン数4トン以上5トン以下の船舶にあつては450キロワット（90馬力）以下。ただし、動力漁船の性能の基準（昭和57年農林水産省告示第1091号）第4項の規定による農林水産大臣の特別承認を受けている船舶については、この限りでない。

（なお、括弧内の馬力数は、漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）附録第1（同附録の表の備考の規定を除く。）の規定により算出したものとする。）

(5) 操業区域 下表のとおり

(6) 漁業時期 下表のとおり

(7) 漁業を営む者の資格 下表のとおり

	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
1	共同漁業権共第59号及び共第60号（平成25年9月1日免許）の漁場の区域並びに共同漁業権共第61号（平成25年9月1日免許）の漁場の区域のうち銚子市三崎町銚子市衛生センター排水口143度50分（真方位による。以下同じ。）の線以西の海域	5月15日から翌年2月14日まで	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者	30隻
2	共同漁業権共第311号（昭和38年9月1日免許）の漁場の区域のうち銚子市海鹿島町と同市君ヶ浜との境界付近の点（北緯35度43分	5月1日から11月15日まで及び12月1	この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域	9隻

<p>9 秒東経 1 4 0 度 5 2 分 1 0 秒の点) 1 1 0 度の線から同市春日町と同市西小川町との境界付近に設置した標柱 (漁業権基点北 1 6 号) 1 7 3 度 5 0 分の線に至る間の海域、共同漁業権共第 6 1 号 (平成 2 5 年 9 月 1 日免許) の漁場の区域並びに共同漁業権共第 5 9 号及び共第 6 0 号 (平成 2 5 年 9 月 1 日免許) の漁場の区域のうち旭市三川目那川河口中心点 1 7 9 度 5 0 分の線以東の海域</p>	<p>日から翌年 2 月 1 4 日まで</p>	<p>に住所を有する者 (1 の項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者を除く。)</p>	
--	--------------------------	---	--

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 5 年 3 月 1 5 日から 4 月 1 4 日まで